

# 森林オーナー制度におけるオーナーと地域住民の意向 —北広島町芸北地域「芸北高原こもれびのオーナー制度」を事例に—

○ 藤原敬大（九大院生資環）・井口隆史（島根大学・寧夏大学国際共同研究所）

## 1. はじめに

近年、都市と山村の交流が盛んになってきている。これらの動きの中で、森林の所有権ではなく、利用権を得る制度が設立されている。これらの制度は「森林オーナー制度」等と呼ばれ、新たな森林資源管理の主体形成が期待されている。本報告では、広島県山県郡北広島町芸北地域で実施されている「芸北高原こもれびの森林オーナー制度」（以下、「こもれびの制度」と呼ぶ）を事例に取り上げる。これまで芸北地域の町有林の管理は、町が主に森林組合に委託することによって行われてきている。しかし、過疎化の中で、今後の森林管理に対する危機感が町にはあり、新しい森林管理の方法を模索していた。このような背景の中で、町は都市との交流によって山村の森林管理を行なうことを目的に、こもれびの制度を設立するに至った。こもれびの制度は、芸北地域の町有林の一部を「こもれびの森林」として、主に都市の住民を対象貸し出す制度である。本報告では、こもれびの制度の運用実態を明らかにし、オーナーと地域住民の制度に対する意向を明らかにする。その上で、オーナーと地域住民の意向を比較し、こもれびの制度が、山村の新たな森林資源管理の主体形成の契機となり得るのかを考察する。

## 2. 研究方法

H地区の各組長、オーナー、O森林組合総務課課長のT氏、G観光協会会長のK氏、北広島町芸北支所に対する聞き取り調査と、オーナー及びH地区地域住民を対象としたアンケート調査を行った。アンケートは、全数調査で行い、オーナーからの回収率は64.0%、H地区地域住民からの回収率は74.4%であった。

## 3. 結果と考察

オーナーは、区画内では、森林の手入れに関する活動や、きのこの栽培を行なっている。また、区画外では、都市との交流を目的に建設された温泉宿泊施設である芸北オーク・ガーデンを利用しているオーナーが最も多い。約80%のオーナーは制度に満足しており、契約期間（10年間）終了後も、契約更新する意向である。一方、地域の側から制度を見ると、T氏は、「制度は森林組合や地域の活性化に影響がないものである」と考えている。またK氏も、「制度は地域の活性化になっておらず、地域との交流というよりは、オーナーと役場の交流である」と見ている。H地区地域住民で、そもそも半数以上の回答者が、本制度自体を知らない。本制度を知っている地域住民で、これまでの地域住民からオーナーへ交流の申し出を行なったという回答者はおらず、本制度への参画についても、参画したいという回答者はいない。また、本制度を新しい森林管理のモデルとして広めるべきかという点については、オーナーと地域住民の意見が正反対の結果を示す。この事は、これまでオーナーと地域住民との交流が行われてこなかった事が最大の要因であると考えられる。こもれびの制度は、都市の住民が山村の現状を知るための、都市と山村を結ぶ契機にはなり得るものである。しかし、オーナーと地域住民の間に制度に対する「レジティマシー」があるとは言い難く、現時点では、こもれびの制度は山村の新たな森林資源管理の主体形成の契機にはなり得るものではないと考えられる。

（問合せ先：藤原敬大 takafujiwara@ffp.kyushu-u.ac.jp）